

たものでございます。

この専決処分いたしました内容でございますが、別紙写しとおり、財産処分に関する協議書に基づいて、財産を処分することでございます。

これは境界変更に伴いますそれぞれの市町の財産は、別記一、二、三の例外を除きまして、それぞれの市町に帰属するということになるわけでございますが、その例外といたしまして、まず第一号につきましては、福生市の下水道管、第二号は羽村町の下水道管、それから第三号は税金の問題でございます。第一号の下水管につきましては、柳通りの加美平団地に入りますところの信号がございしますが、その信号の道路の北側に入っております。下水管につきましては、この下水管を使用いたします行政区域が、福生市の行政区域になっておりますので、これは福生市の方の管理にしておこうということでございます。延長が大体百十九メートルでございます。

それから水道管につきましては、ただいま申し上げました信号から逆に青梅線寄りに入っている羽村町の水道管でございまして、この道路は福生市に編入になりますけれども、中に入っております水道管につきましては、これ

を使用することになります。住民は、羽村町の住民が多いということ、それから羽村町につきましては、水道はまた一元化がされていないという実情がございまして、これは羽村町の所有にしておくということでございます。

それからまた、税金につきましては、すでに境界変更前に課税した税金については、それぞれの市町において徴収をするというものでございます。

この三点を除きまして、その他はそれぞれの関係市町に移管をするというものでございます。

移管をする内容でございしますが、具体的に申し上げますと、福生市から羽村町に帰属する分については、道路が十四本、平方メートルにして九千七百七十二平方メートルでございます。そのほかにガードレール、街路灯が四灯、カーブミラー二基、その他でございします。それから羽村町から福生市に帰属する分といたしましては、道路が九本、街路灯が二灯、その他となっております。

以上のような状況でございまして、専決処分をいたしましたので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。提案理由の説明

いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって報告第四号は原

案どおり承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四報告第五号 専決処分の承認を求めることに

ついて(昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第四号))を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 上野重勝君 登壇)

○企画財政部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、報告第五号

につきまして、提案理由並びにその内容について、御説明を申し上げます。

本報告は、昭和五十四年度福生市一般会計補正予算第四号につきまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、議会を開催するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定に基づきまして、議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

一般会計補正予算第四号の内容について御説明を申し上げますが、本予算は総則におきまして、まず歳入、歳出それぞれ一億五千万円ずつを減額をいたしました。歳入、歳出の総額を八十九億五千九百七十一万円と定め、さらにまた、第二条におきましては、債務負担行為の議決を求めようとするものでございます。

この予算は、西住宅地区周辺排水路工事の補助事業の変更に伴いまして、予算の議決をする必要が生じたものでございます。

西住宅地区周辺排水路と申しますと、国道一六号の瑞穂町の地内から

第二ゲートを経て、市役所の裏の通りを通りまして、清蔵院それから旧多摩橋へ放流いたします。雨水排水管でございまして、総事業費が六十四億、総延長が五千メートル以上にわたるものでございますが、防衛施設方の八割補助をもちまして、昭和五十三年度から実施をいたしておるものでございまして、昭和五十三年度におきましては、土手をくぐる涵管部分、それから開削工事の一部等、二億八千五百万円余りをもちまして実施をいたしました。五十四年度におきましては、当初予算におきまして開削部分、それから推進の部分、それからシールド部分というふうに分けまして、当初予算において五億五千二百万円の予算を計上してございましたが、たまたま補助金の申請段階におきまして、シールド部分が立坑とシールド機の購入だけということとで申請をしたのでございしますが、防衛施設方と大蔵省が協議をする段階におきまして、シールド機を購入しただけではちよつと不十分である。さらに掘進工事もするべきであるという協議がなされまして、これに基づきまして、シールド機の購入とさらに掘進部分の工事も発注する必要に迫られたわけでございします。

それで掘進部分の発注となりますと、たまたま立坑の部分が青梅線の北、西反駐車場があったあの付近でございしますが、あれから逆に下に掘り下げまして、清蔵院の下の三差路付近までになるわけですが、その全部分について入札をする必要がございします。それを五十四年度と五十五年度の二カ年に分けて実施をすることになりますので、五十五年度部分につきましてはどうしても債務負担行為の議決を補正をする必要があるということとでございます。さらにまた、この工事の補助金の申請の段階におきまして、大蔵・防衛両省の協議によりまして、この工事期間を五十四年の十二月一日から五十六年三月三十一日までというふうにされましたために、この五十四年十二月一日までの間に現場説明、入札、それから契約同意といった一連の手続を踏むためには、どうしても予算を専決せざるを得なくなりまして、報告第五号のように専決をした次第でございします。

次に予算の内容について御説明を申し上げます。

二ページをお開きいただきたいと思います。

まず負担金におきまして三千万円の減額でございしますが、これは工事

費の全体が減額になりました。その分が五十五年度の債務負担行為に移りましたので、その関係で、三市町が負担をいたします負担金の額が減額になったものでございまして、その金額は福生市の分が二千四百七十三万八千円、瑞穂町の分が三百五十六万七千円、羽村町の分が百六十九万五千円ということでございます。

なおまた補助金の減額につきましては、工事費の減少に伴いまして、一億二十万円の減額となるものでございます。

さらに歳出におきまして、一億五千万円の減額は、工事費の減額に伴います工事費の減額分でございます。

それから債務負担行為につきましては、総額で七億四千四百万円になっておりますが、そのうち五十四年度におきまして二億五千七百八十万円、それから五十五年度におきまして四億八千六百二十万円の、この工事費の四億八千六百二十万円にさらに補償費、事務費等が五千百八十万円ございしますので、この五十五年度分の工事四億八千六百二十万円と補償費、事務費の五千百八十万円をプラスいたしました五億三千八百万円が債務負担行為として、議

決の必要が生じたものでございます。また、この財源の内訳といたしまして、国庫補助金が四億三千四十万円で、それから三市町の負担をいたします負担金が一億七百万円という割合になるものでございます。以上大変雑駁でございますが、報告第五号の提案理由並びに説明にかえさせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本件に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって報告第五号は、

原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第五 議案第九十八号 西住宅地区周辺排水路(シールド部その一)工事請負契約を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

議案第九十八号 西住宅地区周辺排水路(シールド部その二)工事請負契約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本件は、ただいま専決処分のお承認をいただきました本年度一般会計第四号補正予算に関連するものでございまして、重ねて申し上げますと、表記雨水排水路の敷設計画に基づき、今回は現在工事を施工中の中福生駐在所の前から清蔵院、それから市役所の横、それからさらに青梅線を横断いたしまして、高橋三郎さんのお宅の十字路までを、シールド工法によって施工しようとするものでございます。シールド工法によりまして、新しい穴は高橋三郎さんのお宅のところの十字路にカ所掘削するだけでございまして。工事の距離の延長は約七百七十八メートル、雨水排水管の内径は二千六百ミリでございまして、なお工事請負契約の内容は、本案記載のとおりでございます。

おりでございます。

まず、この契約の方法は、資料として末尾に添付申し上げました入札の結果を示す調書に記載のとおり、共同企業体方式に基づきます指名競争入札による契約でございます。三の契約の金額は七億四千二百万円、四の工期は昭和五十五年度末まででございます。この契約の相手方は、飛島・田村建設共同企業体でございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

○十番(遠藤洋一君)

以上で質疑を終わります。この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第九十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

（賛成）（呼ぶ者あり）

○議長（小林菊一君） お諮りいたします。

ただいま遠藤洋一君から、本案は原案どおり同意、それたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）（呼ぶ者あり）

○議長（小林菊一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第九十八号は原案どおり同意いたしました。

○議長（小林菊三君）

日程第六 議案第九十九号 福生北部処理分区Sー五十四
その二工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎俊夫君 登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第九十九号 福生北部処理分区Sー五十四
その二工事請負契約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案はかねて懸案でございました汚水管の敷設工事でございまして、工事の区間は東福生駅の付近の羽村幹線の屈折点から、米軍の西住宅の東南側を通りまして、さらに八高線を横断して、国道一六号線に至る延長約二百八十メートルの区間でございまして、内径八百ミリの汚水管を推進工法によって敷設しようとするものでございます。

福生市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によりまして、予定価格が九千万円以上の工事の請負契約は議会の御議決をいただくことになっておりますので、本案を提出申し上げた次第でございいます。

契約の内容は、本案記載のとおりでございまして、二の契約の方法は、資料として末尾に添付申し上げました入札の結果を示す調書に記載のとおり指名競争入札による契約、三の契約の金額が九千七百万円、五の契約の相手方は、鉄建建設株式会社でございいます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○十番(遠藤洋一君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十九号については、委員会付託及び討論を省略いたしまして、原案どおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま遠藤洋一君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は、

原案どおり同意いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十四年第四回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十時二十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

小林菊三

議員 村野武男

議員 鈴木康次郎

議員 東田心治

写

福総庶発第二千百九十三号

昭和五十四年十一月二十日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

小林 菊三 殿

昭和五十四年第四回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十四年十一月二十日付け、福生市告示第三十五号（別紙参照）をもつて、昭和五十四年第四回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十四年第四回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十四年十一月二十日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 日 昭和五十四年十一月二十七日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 西住宅地区周辺排水路（シールド部その一）工事請負契約
- (2) 福生北部処理分区SⅠ五十四その二工事請負契約
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（福生市と西多摩郡羽村町の境界変更することに伴う財産処分）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第四号））

(第四号)

(4) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(5) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(6) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(7) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(8) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(9) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(10) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(11) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(12) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(13) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(14) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(15) 専決処分の承認を求めることについて (昭和三十四年福岡市二郷会館第五号)

(写) 福総庶発第二千百九十四号

昭和五十四年十一月二十日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十四年第四回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第九十八号 西住宅地区周辺排水路(シールド部その一)工事請負契約

二 議案第九十九号 福生北部処理分区S-154その二工事請負契約

三 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて (福生市と西多摩郡羽村町の境界変更することに伴う財産処分)

境界変更することに伴う財産処分)

四 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて (昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第四号))

会計補正予算(第四号))